

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例 この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号） 財形法……………勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号） 財形法令……………勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号） 財形法規則……………勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号） （ 廃 止 ）	省 略 用 語 例 この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号） 財形法……………勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号） 財形法令……………勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号） 財形法規則……………勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号） <u>旧資産流動化法……………特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 97 号）第 1 条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</u>

改 正 後	改 正 前
第 3 条の 3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)) 関係 (保管の委託をしている期間の通算) 3 の 3 - 13 措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する計算期間のうちに、国、所得税法別表第 1 第 1 号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）指定金融機関等又は<u>公益信託若しくは加入者保護信託（以下「公益信託等」という。）</u>の受託者（これらの者のうち、その国外公社債等の利子等の交付を受ける者以外の者に限るものとし、以下この項においてこれらの者を「期間通算対象者」という。）が所有する又は<u>当該公益信託等</u>の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしていた期間がある場合には、当該期間とその国外公社債等の利子等の交付を受ける公共法人等、指定金融機関等又は<u>公益信託等</u>の受託者が自ら所有する又は当該公益信託等の信託財産に属する国外発行公社債等につき保管の委託をしている期間とが連続しているときに限り、当該期間通算対象者が保管の委託をしていた期間も、措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する「当該保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。 (注) 期間通算対象者（国を除く。）が所有していた国外発行公社債等については、措置法第 3 条の 3 第 6 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等、又は措置法令第 2 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等に限り、上記の取扱いを適用する。 法第 4 条の 2 ((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)) 関係 (用語の意義) 4 の 2 - 1 この措置法第 4 条の 2 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(20) (省 略)	第 3 条の 3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)) 関係 (保管の委託をしている期間の通算) 3 の 3 - 13 措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する計算期間のうちに、国、所得税法別表第 1 第 1 号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）指定金融機関等又は公益信託の受託者（これらの者のうち、その国外公社債等の利子等の交付を受ける者以外の者に限るものとし、以下この項においてこれらの者を「期間通算対象者」という。）が所有する又は<u>公益信託</u>の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしていた期間がある場合には、当該期間とその国外公社債等の利子等の交付を受ける公共法人等、指定金融機関等又は<u>公益信託</u>の受託者が自ら所有する又は当該公益信託の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしている期間とが連続しているときに限り、当該期間通算対象者が保管の委託をしていた期間も、措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する「当該保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。 (注) 期間通算対象者（国を除く。）が所有していた国外発行公社債等については、措置法第 3 条の 3 第 6 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等、又は措置法令第 2 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等に限り、上記の取扱いを適用する。 法第 4 条の 2 ((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)) 関係 (用語の意義) 4 の 2 - 1 この措置法第 4 条の 2 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(20) (省 略)

改 正 後	改 正 前
(21) 利子等 措置法令第 2 条の 5 第 2 項 ((財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲)) に規定する預貯金、合同運用信託、公社債、<u>公社債投資信託の受益証券若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益証券</u>に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第 4 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する差益をいう。 (22)～(25) (省 略) (郵便等により財形住宅貯蓄申告書等の提出があった場合) 4 の 2 - 8 <u>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項 ((定義)) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)</u>により金融機関の営業所等に財形住宅貯蓄申告書、財形住宅貯蓄限度額変更申告書、財形住宅貯蓄申込書、財形住宅貯蓄異動申告書、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書、転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書又は財形住宅貯蓄廃止申告書(以下この項においてこれらを「財形住宅貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等はその発信の日(郵便物又は同法第 2 条第 3 項に規定する信書便物(以下「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。 (注) 金融機関の営業所等の長は、<u>郵便又は信書便</u>による財形住宅貯蓄申告書等を受理した場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、<u>郵便又は信書便</u>によって受理した旨及びその<u>郵便物又は信書便物</u>の通信日付を付記するものとする。	(21) 利子等 措置法令第 2 条の 5 第 2 項 ((財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲)) に規定する預貯金、合同運用信託、公社債若しくは<u>証券投資信託の受益証券</u>に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第 4 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する差益をいう。 (22)～(25) (省 略) (郵送により財形住宅貯蓄申告書等の提出があった場合) 4 の 2 - 8 <u>郵送</u>により金融機関の営業所等に財形住宅貯蓄申告書、財形住宅貯蓄限度額変更申告書、財形住宅貯蓄申込書、財形住宅貯蓄異動申告書、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書、転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書又は財形住宅貯蓄廃止申告書(以下この項においてこれらを「財形住宅貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等はその発信の日(郵便物の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。 (注) 金融機関の営業所等の長は、<u>郵送</u>による財形住宅貯蓄申告書等を受理した場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、<u>郵送</u>によって受理した旨及びその<u>郵便物</u>の通信日付を付記するものとする。

改 正 後	改 正 前																				
法第 4 条の 3 ((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)) 関係 (用語の意義) 4 の 3 - 1 この措置法第 4 条の 3 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) ~ (16) (省 略) (17) 利子等 措置法令第 2 条の 27《財産形成年金貯蓄の範囲》に規定する定期預金、定額郵便貯金、合同運用信託、公社債、<u>公社債投資信託の受益証券若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益証券</u>に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第 4 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する差益をいう。 (18) ・ (19) (省 略) (財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用) 4 の 3 - 2 措置法第 4 条の 3 の規定の適用に当たっては、次の表に掲げる項目については、それぞれ次の表の「準用する項」に掲げる措置法第 4 条の 2 関係の取扱いに準ずる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>準用する項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 財形年金貯蓄申告書を提出できる勤労者</td><td>4 の 2 - 2</td></tr> <tr> <td>(2) ~ (5) (省 略)</td><td>(省 略)</td></tr> <tr> <td>(6) <u>郵便等</u>により財形年金貯蓄申告書等の提出があった場合</td><td>4 の 2 - 8</td></tr> <tr> <td>(7) ~ (36) (省 略)</td><td>(省 略)</td></tr> </tbody> </table>	項 目	準用する項	(1) 財形年金貯蓄申告書を提出できる勤労者	4 の 2 - 2	(2) ~ (5) (省 略)	(省 略)	(6) <u>郵便等</u> により財形年金貯蓄申告書等の提出があった場合	4 の 2 - 8	(7) ~ (36) (省 略)	(省 略)	法第 4 条の 3 ((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)) 関係 (用語の意義) 4 の 3 - 1 この措置法第 4 条の 3 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) ~ (16) (省 略) (17) 利子等 措置法令第 2 条の 27《財産形成年金貯蓄の範囲》に規定する定期預金、定額郵便貯金、合同運用信託、公社債若しくは<u>証券投資信託の受益証券</u>に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第 4 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する差益をいう。 (18) ・ (19) (省 略) (財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用) 4 の 3 - 2 措置法第 4 条の 3 の規定の適用に当たっては、次の表に掲げる項目については、それぞれ次の表の「準用する項」に掲げる措置法第 4 条の 2 関係の取扱いに準ずる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>準用する項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 財形年金貯蓄申告書を提出できる勤労者</td><td>4 の 2 - 2</td></tr> <tr> <td>(2) ~ (5) (省 略)</td><td>(省 略)</td></tr> <tr> <td>(6) <u>郵送</u>により財形年金貯蓄申告書等の提出があった場合</td><td>4 の 2 - 8</td></tr> <tr> <td>(7) ~ (36) (省 略)</td><td>(省 略)</td></tr> </tbody> </table>	項 目	準用する項	(1) 財形年金貯蓄申告書を提出できる勤労者	4 の 2 - 2	(2) ~ (5) (省 略)	(省 略)	(6) <u>郵送</u> により財形年金貯蓄申告書等の提出があった場合	4 の 2 - 8	(7) ~ (36) (省 略)	(省 略)
項 目	準用する項																				
(1) 財形年金貯蓄申告書を提出できる勤労者	4 の 2 - 2																				
(2) ~ (5) (省 略)	(省 略)																				
(6) <u>郵便等</u> により財形年金貯蓄申告書等の提出があった場合	4 の 2 - 8																				
(7) ~ (36) (省 略)	(省 略)																				
項 目	準用する項																				
(1) 財形年金貯蓄申告書を提出できる勤労者	4 の 2 - 2																				
(2) ~ (5) (省 略)	(省 略)																				
(6) <u>郵送</u> により財形年金貯蓄申告書等の提出があった場合	4 の 2 - 8																				
(7) ~ (36) (省 略)	(省 略)																				

改 正 後	改 正 前
第 8 条 ((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)) 関係 (<u>振替記載等の期間の通算</u>) 8 - 4 措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関、<u>同条第 2 項に規定する証券業者等又は同条第 3 項に規定する内国法人</u> (以下この項において「指定金融機関等」という。) が自ら所有する公社債又は合同運用信託若しくは<u>特定公募公社債等運用投資信託</u>につき支払を受ける利子又は収益の分配 (以下 8 - 5 までにおいて「利子等」という。) で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者の<u>振替記載等がされていた期間</u> (<u>振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式としていた期間をいい、同条第 3 項に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第 3 条の 3 第 8 項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。以下 8 - 5 までにおいて同じ。) がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の<u>振替記載等がされていた期間</u>と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第 4 条第 5 項 ((金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等)) に規定する「<u>記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間</u>」に含まれるものとする。</u> (1) 指定金融機関等 (2) 所得税法別表第 1 に掲げる法人又は公益信託等の受託者 (3) 国 (4) 措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定により、<u>振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人</u> (同項の適用を受ける国債の<u>振替記載等がされていた期間</u>を通算する場合に限る。) (5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府 (地方公共団体を含む。) の所有する機関 (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等	第 8 条 ((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)) 関係 (<u>登録等の期間の通算</u>) 8 - 4 措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関又は同条第 2 項に規定する証券業者等 (以下この項において「指定金融機関等」という。) が自ら所有する公社債又は合同運用信託につき支払を受ける利子又は収益の分配 (以下 8 - 5 までにおいて「利子等」という。) で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者が<u>登録等をした期間</u> (<u>登録をした期間又は委託をした期間若しくは記名式としていた期間をいい、(1)、(2)又は(4)に掲げる者が登録した国債については措置法第 5 条の 2 第 5 項第 6 号《一括登録国債の利子の課税の特例》に規定する一括登録をした期間に限る。以下 8 - 5 までにおいて同じ。) がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の<u>登録等をした期間</u>と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第 4 条第 5 項《金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等》に規定する<u>登録した期間、委託した期間又は記名式であった期間</u>に含まれるものとする。</u> (1) 指定金融機関等 (2) 所得税法別表第 1 に掲げる法人又は公益信託の受託者 (3) 国 (4) 措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定により、<u>一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人</u> (同項の適用を受ける国債の<u>登録期間</u>を通算する場合に限る。) (5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府 (地方公共団体を含む。) の所有する機関 (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

改 正 後	改 正 前
(利子等の計算期間の中途において振替記載等がされた場合における源泉徴収不適用となる利子等の額の計算) 8 - 5 利子等の計算期間の中途において振替口座簿に記載若しくは記録され、委託し、又は記名式とした場合における振替記載等がされていた期間に係る部分の利子等の金額は、当該計算期間の利子等の金額をその振替記載等がされていた期間とその他の期間との比にあん分して計算するものとする。 なお、措置法令第 3 条の 3 第 4 項に規定する譲渡性預金をその利子の計算期間の中途において取得した場合における同項に規定する「当該金融機関が引き続き保有していた期間内に生じたもの」についても、同様とする。 第 8 条の 2 ((<u>私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等</u>)) 関係 (負債により取得した受益証券に係る配当所得の負債利子の控除) 8 の 2 - 1 所得税法第 24 条第 2 項 ((配当所得)) に規定する「負債の利子の額」には、措置法第 8 条の 2 第 1 項の規定によりその配当等が源泉分離課税とされる<u>私募公社債等運用投資信託等の受益証券</u>を取得するために要した負債の利子の額は含まれないことに留意する。 (利子所得に係る取扱いの準用) 8 の 2 - 2 措置法第 8 条の 2 第 1 項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「<u>私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等</u>」については、3 - 1 の取扱いを準用する。	(利子等の計算期間の中途において登録等をした場合における源泉徴収不適用となる利子等の額の計算) 8 - 5 利子等の計算期間の中途において登録し、委託し、又は記名式とした場合における登録等をした期間に係る部分の利子等の金額は、当該計算期間の利子等の金額をその登録等をした期間とその他の期間との比にあん分して計算するものとする。 なお、措置法令第 3 条の 3 第 4 項に規定する譲渡性預金をその利子の計算期間の中途において取得した場合における同項に規定する「当該金融機関が引き続き保有していた期間内に生じたもの」についても、同様とする。 第 8 条の 2 ((<u>公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等</u>)) 関係 (負債により取得した受益証券に係る配当所得の負債利子の控除) 8 の 2 - 1 所得税法第 24 条第 2 項 ((配当所得)) に規定する「負債の利子の額」には、措置法第 8 条の 2 第 1 項の規定によりその配当等が源泉分離課税とされる<u>公募投資信託等の受益証券</u>を取得するために要した負債の利子の額は含まれないことに留意する。 (利子所得に係る取扱いの準用) 8 の 2 - 2 措置法第 8 条の 2 第 1 項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「<u>公募投資信託等の収益の分配に係る配当等</u>」については、3 - 1 の取扱いを準用する。

改 正 後	改 正 前
第 8 条の 3 ((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)) 関係 (利子所得に係る取扱いの準用) 8 の 3 - 1 措置法第 8 条の 3 第 1 項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「<u>国外私募公社債等運用投資信託等の配当等</u>」については、3 - 1 の取扱いを準用する。 (国外発行公社債等又は国外発行株式に係る取扱いの準用) 8 の 3 - 2 措置法第 8 条の 3 の規定の適用に当たり、3 の 3 - 1、3 の 3 - 2、3 の 3 - 4 から 3 の 3 - 10 までの取扱いは、同条第 2 項第 1 号に掲げる<u>国外私募公社債等運用投資信託等の配当等</u>について、9 の 2 - 2 から 9 の 2 - 4 までの取扱いは、同項第 2 号に掲げる<u>国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等</u>について、それぞれ準用する。 (<u>私募公社債等運用投資信託等</u>に係る取扱いの準用) 8 の 3 - 3 措置法第 8 条の 3 第 1 項の規定によりその配当等が源泉分離課税とされる<u>国外私募公社債等運用投資信託等の受益証券</u>を取得するために要した負債の利子については、8 の 2 - 1 の取扱いを準用する。 (廃 止) (廃 止)	第 8 条の 3 ((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)) 関係 (利子所得に係る取扱いの準用) 8 の 3 - 1 措置法第 8 条の 3 第 1 項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「<u>国外公募投資信託等の配当等</u>」については、3 - 1 の取扱いを準用する。 (国外発行公社債等又は国外発行株式に係る取扱いの準用) 8 の 3 - 2 措置法第 8 条の 3 の規定の適用に当たり、3 の 3 - 1、3 の 3 - 2、3 の 3 - 4 から 3 の 3 - 10 までの取扱いは、同条第 2 項第 1 号に掲げる<u>国外公募投資信託等の配当等</u>について、9 の 2 - 2 から 9 の 2 - 5 までの取扱いは、同項第 2 号に掲げる<u>国外公募投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等</u>について、それぞれ準用する。 (<u>公募投資信託等</u>に係る取扱いの準用) 8 の 3 - 3 措置法第 8 条の 3 第 1 項の規定によりその配当等が源泉分離課税とされる<u>投資信託等の受益証券</u>を取得するために要した負債の利子については、8 の 2 - 1 の取扱いを準用する。 <u>第 8 条の 4 ((特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等)) 関係</u> (<u>利子所得に係る取扱いの準用</u>) 8 の 4 - 1 措置法第 8 条の 4 第 1 項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する「<u>特定投資法人の投資口の配当等</u>」については、3 - 1 の取扱いを準用する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(公募投資信託等に係る取扱いの準用)</u> <u>8 の 4 - 2 措置法第 8 条の 4 第 1 項の規定によりその配当等が源泉分離課税とされる同項に規定する「投資口」を取得するために要した負債の利子については、8 の 2 - 1 の取扱いを準用する。</u>
(廃 止)	<u>第 8 条の 5《株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税》関係</u>
(廃 止)	<u>(1 回に支払を受けるべき金額の判定)</u> <u>8 の 5 - 1 措置法第 8 条の 5 第 2 項に規定する「1 回に支払を受けるべき金額」は、一の支払の取扱者ごとに、かつ、同項の規定の適用を受けようとする配当等に係る株式を発行している法人ごとに判定するものとする。</u>
(廃 止)	<u>(タックス・クレジット等を受ける場合の 1 回に支払を受けるべき金額)</u> <u>8 の 5 - 2 措置法第 9 条の 2 第 1 項 ((国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例)) に規定する国外株式の配当等 (以下 8 の 5 - 10 までにおいて「国外株式の配当等」という。) に関し 9 の 2 - 1 のタックス・クレジット等を受ける場合の同法第 8 条の 5 第 2 項に規定する「1 回に支払を受けるべき金額」の判定に当たっては、当該株式の発行法人から支払われる国外株式の配当等の額と当該タックス・クレジット等の額との合計額 (同法第 9 条の 2 第 3 項に規定する外国所得税の額があるときは、当該合計額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額) によるものとする。</u> <u>ただし、当該タックス・クレジット等の額が当該株式の発行法人から支払われる国外株式の配当等の収入すべき日 (9 の 2 - 2 の (1) 又は (2) に掲げる日をいう。以下この項において同じ。) において明らかでないときは、当該株式の発行法人から支払われる国外株式の配当等の額及び当該タックス・クレジット等の額につき、それぞれ別に「1 回に支払を受けるべき金額」として取り扱って差し支えない。</u>

改	正	後	改	正	前
					(注) 「１回に支払を受けるべき金額」の判定に当たり、当該タックス・クレジット等の額を邦貨に換算する場合には、当該タックス・クレジット等に係る当該株式の発行法人から支払われる国外株式の配当等の収入すべき日（上記ただし書による場合には、9の2-2の③に掲げる日）におけるその支払の取扱者の主要取引金融機関（その支払の取扱者がその外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払の取扱者）のその外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場によるものとする。
(廃止)					(選択申告書に付記する事項) 8の5-3 措置法第8条の5第1項又は第2項に規定する申告書（以下8の5-12までにおいて「選択申告書」という。）に付記する措置法規則第4条の3第2項（株式等に係る配当所得の源泉分離課税の選択申告書等）に規定する「指定する金額」（同条第6項において準用する同条第2項に規定する「指定する金額」を含む。）は、その選択申告書を提出する者が任意に定めることができるのであるが、選択申告書に同項に規定する事項以外の事項、例えば、一定の期間内に支払を受けるべき配当所得に限り措置法第8条の5第1項又は第2項の規定の適用を受ける旨を付記しても、その付記は効力を有しないことに留意する。
(廃止)					(源泉分離選択課税の適用を受けようとする金額を指定する届出書の提出があった場合) 8の5-4 選択申告書を提出する際当該選択申告書に措置法規則第4条の3第2項に規定する事項（同条第6項において準用する同条第2項に規定する事項を含む。）を付記しなかった者が、その後当該事項を記載した届出書を提出した場合には、これらの規定による付記があったものとして、その提出の日以後において支払を受けるべき配当所得については、その指定する金額により措置法第8条の5第1項又は第2項の規定を適用して差し支えない。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(負債により取得した株式等に係る配当所得について源泉分離選択課税の適用を受けた場合の負債利子の控除)</u> <u>8 の 5 - 7 特定の銘柄の株式その他配当所得 (証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。) を生ずべき元本 (以下 8 の 5 - 13 までにおいて「株式等」という。) を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うものがある場合において、当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日 (国外株式の配当等以外の配当等については、所得税基本通達の 36 - 4 の (1)、 (3) 及び (4) に掲げる日、国外株式の配当等については、9 の 2 - 2 の (1) から (3) までに掲げる日をいう。以下 8 の 5 - 8 までにおいて同じ。) の到来した配当等に係る配当所得について措置法第 8 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるときは、その年中に支払う当該負債の利子の額は、所得税法第 24 条第 2 項 (配当所得) に規定する「負債の利子の額」に含まれないことに留意する。ただし、当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等に係る配当所得のうちに措置法第 8 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるものとこれらの規定の適用を受けないものとがある場合には、当該負債の利子の額のうち次の算式により計算した部分の金額が、所得税法第 24 条第 2 項に規定する「負債の利子の額」に含まれないものとする。</u> $\frac{\text{当該銘柄の株式等を取得するために要した負債につきその年中に支払う利子の総額}}{\times} \frac{\text{(A)のうち措置法第8条の5第1項又は第2項の規定の適用を受ける金額}}{\text{当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等の金額の合計額(A)}}$ <u>(注) 上記の算式を適用する場合において、措置法第 9 条の 2 第 3 項に規定する外国所得税の額があるときは、上記の算式中「(A)のうち措置法第 8 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける金額」とあるのは、「(A)のうち措置法第 8 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける金額 + 当該適用を受ける金額に係る外国所得税の額」とする。</u>
(廃 止)	<u>(国外株式の配当等以外の配当等に係る選択申告書の継続的効力)</u> <u>8 の 5 - 8 株式等に係る配当所得 (国外株式の配当等に係る配当所得を除く。) の支払をする内国法人を経由して提出された選択申告書は、その提出のあった日の翌日から、その提出をした者が当該内国法人を経由して廃止申告書を提出する日までの間、当該選択申告書を</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>提出した者が当該内国法人から支払を受けるべき配当所得について引き続き効力を有するのであるが、当該配当所得につき措置法第 8 条の 5 第 1 項の規定を適用するに当たっては、次の事項に留意する。</u> <u>(1) 選択申告書に措置法規則第 4 条の 3 第 2 項の規定による付記がない場合にその提出をした者がその内国法人から支払を受ける配当所得については、その 1 回に支払を受けるべき金額が措置法第 8 条の 6 第 1 項 ((確定申告を要しない配当所得)) に規定する金額以下である場合であっても、同法第 8 条の 5 第 1 項の規定が適用されること。</u> <u>(2) 選択申告書は、その提出をした者がその提出の日以後引き続きその内国法人の株主若しくは出資者又は投資主 (以下この項及び 8 の 5 - 11 において「株主等」という。) である期間内に限り効力を有するものであること。</u> <u>(注)1 選択申告書を提出した者がその内国法人の株主等でなくなった後再びその内国法人の株主等となった場合に支払を受ける配当所得について措置法第 8 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けようとするときは、改めて選択申告書を提出しなければならない。</u> <u>2 選択申告書を提出した者が引き続きその内国法人の株主等であるかどうかは、株主名簿等の記載によって判定する。</u> <u>3 選択申告書を提出した者が引き続き株主等である限り、その者の所有株式数若しくは出資口数又は投資口数の増減は、その提出した選択申告書に影響しない。</u> <u>(3) 選択申告書を提出した者が死亡した場合には、当該選択申告書は、措置法規則第 5 条の 2 第 2 項の規定による届出書が提出されたかどうかにかかわらず、その者の相続人等についてはその効力を有しないこと。</u> <u>(注) したがって、当該選択申告書の提出の際に經由した内国法人から支払を受ける配当所得でその死亡後に収入すべき日が到来するものについては、その相続人等が改めて選択申告書を提出しない限り、措置法第 8 条の 5 第 1 項の規定の適用はない。</u> <u>(国外株式の配当等に係る選択申告書の継続的効力)</u> <u>8 の 5 - 9 措置法第 8 条の 5 第 2 項に規定する申告書 (措置法令第 4 条の 3 第 6 項後段の記載のあるものに限る。) については、8 の 5 - 8 の取扱いを準用する。</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(国外株式の配当等に係る選択申告書の包括的記載)</u> <u>8 の 5 - 10 国外株式の配当等に係る選択申告書は、措置法第 8 条の 5 第 2 項の規定の適用を受けようとする配当所得につき、一の支払の取扱者ごとに、かつ、当該国外株式の配当等に係る株式の発行法人の異なるごとに各別に提出するものとする。</u> <u>ただし、一の支払の取扱者から交付を受ける 2 以上の国外株式の配当等に係る配当所得につき選択申告書を同時に提出する場合には、これらの選択申告書は一の書面によることができるものとする。</u> <u>(注) 国外株式の配当等に係る株式につき保管の委託がされている場合において、当該保管の委託に係る保護預り口座に属するすべての国外株式の配当等に係る配当所得につき一の書面による選択申告書を提出しようとするときは、措置法規則別表第 5(1) の様式中「国外株式の発行法人」欄には当該国外株式の配当等に係る株式を発行している法人の所在地及び名称に代えてその保護預り口座の記号及び番号を記載し、「備考」欄には保護預りである旨を記載するものとする。</u> <u>(内国法人が合併した場合の選択申告書の効力)</u> <u>8 の 5 - 11 選択申告書の提出の際に経由した内国法人が合併により消滅した場合には、当該選択申告書はその効力を失うものとし、選択申告書の提出の際に経由した内国法人 (以下この項において「存続法人」という。) が他の法人を吸収合併した場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、当該選択申告書はその効力を失うものとする。</u> <u>(1) 当該選択申告書を提出した者が、当該吸収合併の直前において、当該吸収合併に係るすべての法人のうち存続法人のみの株主等であった場合</u> <u>(2) 当該選択申告書を提出した者が、当該吸収合併の直前において、当該吸収合併により消滅した法人で自己がその株主等であったもののすべてを経由して選択申告書を提出していた場合 (存続法人及び当該消滅した法人を経由して提出した選択申告書のいずれかにつき措置法規則第 4 条の 3 第 2 項の規定による付記がある場合には、これらのすべての選択申告書につき同一の内容の付記があるときに限る。)</u>

改	正	後	改	正	前
(廃止)			(選択申告書等の保管)		
			8の5-12 株式等に係る配当所得の支払を受ける者から提出された選択申告書、廃止申告書		
			(措置法規則第4条の3第7項において準用する措置法令第4条の3第3項に規定する申告書を含む。)及び措置法規則第5条の2の規定による届出書は、その提出の際に経由する内国法人又は支払の取扱者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出させるものとする。		
(廃止)			(源泉分離選択課税の適用を受けた場合の効果)		
			8の5-13 株式等に係る配当所得につき措置法第8条の5第1項又は第2項の規定による源泉分離選択課税の適用を受けた場合の効果については、3-1の取扱いを準用する。		
第8条の5 ((確定申告を要しない配当所得)) 関係			第8条の6 ((確定申告を要しない配当所得)) 関係		
(廃止)			(みなし配当の計算の基礎となった期間)		
			8の6-1 措置法第8条の6第1項の配当所得のうち、法第25条 ((配当等の額とみなす金額))の規定により配当等とみなされるものに係る配当所得については、その計算の基礎となった期間が1年以上であるものとして、同項の規定を適用する。		
(確定申告を要しない配当所得を総所得金額に算入した場合の効果)			(確定申告を要しない配当所得を総所得金額に算入した場合の効果)		
8の5-1 措置法第8条の5第1項に規定する配当所得の金額を総所得金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該配当所得の金額を総所得金額等の計算上除外することはできないことに留意する。			8の6-2 措置法第8条の6第1項に規定する配当所得の金額を総所得金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該配当所得の金額を総所得金額等の計算上除外することはできないことに留意する。		

改 正 後	改 正 前
(負債により取得した株式等に係る配当所得について措置法第8条の5第1項の規定の適用を受けた場合の負債利子の控除) 8の5-2 特定の銘柄の株式その他配当所得を生ずべき元本(以下「株式等」という。)を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うものがある場合において、当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等に係る配当所得について措置法第8条の5第1項の規定の適用を受けるときは、その年中に支払う当該負債の利子の額は、法第24条第2項に規定する「負債の利子の額」に含まれないことに留意する。ただし、当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等に係る配当所得のうちに措置法第8条の5第1項の規定の適用を受けるものとこの規定の適用を受けないものとがある場合には、当該負債の利子の額のうち次の算式により計算した部分の金額が、法第24条第2項に規定する「負債の利子の額」に含まれないものとする。 $\text{当該銘柄の株式等を取得するために要した負債につきその年中に支払う利子の総額} \times \frac{\text{(A)のうち措置法第8条の5第1項の適用を受ける金額}}{\text{当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等の金額の合計額(A)}}$	(負債により取得した株式等に係る配当所得について措置法第8条の6第1項の規定の適用を受けた場合の負債利子の控除) 8の6-3 特定の銘柄の株式その他配当所得を生ずべき元本(以下「株式等」という。)を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うものがある場合において、当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等に係る配当所得について措置法第8条の6第1項の規定の適用を受けるときは、その年中に支払う当該負債の利子の額は、法第24条第2項に規定する「負債の利子の額」に含まれないことに留意する。ただし、当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等に係る配当所得のうちに措置法第8条の6第1項の規定の適用を受けるものとこの規定の適用を受けないものとがある場合には、当該負債の利子の額のうち次の算式により計算した部分の金額が、法第24条第2項に規定する「負債の利子の額」に含まれないものとする。 $\text{当該銘柄の株式等を取得するために要した負債につきその年中に支払う利子の総額} \times \frac{\text{(A)のうち措置法第8条の6第1項の適用を受ける金額}}{\text{当該銘柄の株式等につきその年中に収入すべき日の到来した配当等の金額の合計額(A)}}$
(中間配当の支払をしなかった事業年度に係る利益の配当の計算の基礎となった期間) 8の5-3 定款において商法第293条ノ5第1項((中間配当))に規定する金銭の分配(以下「中間配当」という。)をする旨を定めている法人が、中間配当に係る配当所得及び当該中間配当に係る事業年度の利益の配当に係る配当所得の支払をする場合には、これらの配当所得の計算の基礎となった期間はそれぞれ1年未満であるものとされるが、当該法人が中間配当に係る配当所得の支払をしなかった事業年度の利益の配当に係る配当所得については、その計算の基礎となった期間が1年以上であるものとして、措置法第8条の5第1項の規定を適用する。	(中間配当の支払をしなかった事業年度に係る利益の配当の計算の基礎となった期間) 8の6-4 定款において商法第293条ノ5第1項((中間配当))に規定する金銭の分配(以下「中間配当」という。)をする旨を定めている法人が、中間配当に係る配当所得及び当該中間配当に係る事業年度の利益の配当に係る配当所得の支払をする場合には、これらの配当所得の計算の基礎となった期間はそれぞれ1年未満であるものとされるが、当該法人が中間配当に係る配当所得の支払をしなかった事業年度の利益の配当に係る配当所得については、その計算の基礎となった期間が1年以上であるものとして、措置法第8条の6第1項の規定を適用する。

改 正 後	改 正 前
<u>第 41 条の 20</u> ((ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)) 関係 (接待その他の役務の提供を行うことを業務とする者の範囲) <u>41 の 20 - 1</u> 措置法第 41 条の 20 第 1 項に規定するホステス等には、所得税法第 204 条第 1 項第 5 号 ((源泉徴収義務)) に規定する芸能人 (同号の規定の適用を受ける役務の提供を行う者に限る。) 及び日本舞踊、三味線等の伎芸をもって客に接し酒席に興を添えることを業務とする者並びに配ぜん人及びバーテンダーは含まれないことに留意する。 (ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定) <u>41 の 20 - 2</u> 人的役務の提供を内容とする事業を営む者が措置法第 41 条の 20 第 1 項に規定する「ホステス等をこれらの場所に派遣して当該業務を行わせることを内容とする事業を営む者」に該当するかどうかは、当該ホステス等の役務の提供に関する契約ごとに、その契約に基づく業務が措置法令第 26 条の 28 第 1 項に規定する「ホステスその他の者」に対し同項に規定する役務の提供を行わせることを内容とするものであるかどうかにより判定する。 (飲食をする場所の意義) <u>41 の 20 - 3</u> 措置法令第 26 条の 28 第 1 項に規定する「ホテル、旅館、飲食店その他飲食をする場所 (臨時に設けられたものを含む。) 」とは、ホステスその他の者が派遣されるときにおいて客等が飲食を行うこととしているすべての場所をいうのであるから、役員又は使用人のための宿泊所、寮、クラブ等の施設又は通常は飲食を行わない会議室等の施設であっても、これに含まれることに留意する。	<u>第 41 条の 19</u> ((ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)) 関係 (接待その他の役務の提供を行うことを業務とする者の範囲) <u>41 の 19 - 1</u> 措置法第 41 条の 19 第 1 項に規定するホステス等には、所得税法第 204 条第 1 項第 5 号 ((源泉徴収義務)) に規定する芸能人 (同号の規定の適用を受ける役務の提供を行う者に限る。) 及び日本舞踊、三味線等の伎芸をもって客に接し酒席に興を添えることを業務とする者並びに配ぜん人及びバーテンダーは含まれないことに留意する。 (ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定) <u>41 の 19 - 2</u> 人的役務の提供を内容とする事業を営む者が措置法第 41 条の 19 第 1 項に規定する「ホステス等をこれらの場所に派遣して当該業務を行わせることを内容とする事業を営む者」に該当するかどうかは、当該ホステス等の役務の提供に関する契約ごとに、その契約に基づく業務が措置法令第 26 条の 27 第 1 項に規定する「ホステスその他の者」に対し同項に規定する役務の提供を行わせることを内容とするものであるかどうかにより判定する。 (飲食をする場所の意義) <u>41 の 19 - 3</u> 措置法令第 26 条の 27 第 1 項に規定する「ホテル、旅館、飲食店その他飲食をする場所 (臨時に設けられたものを含む。) 」とは、ホステスその他の者が派遣されるときにおいて客等が飲食を行うこととしているすべての場所をいうのであるから、役員又は使用人のための宿泊所、寮、クラブ等の施設又は通常は飲食を行わない会議室等の施設であっても、これに含まれることに留意する。

改 正 後	改 正 前
<u>附 則</u> <u>（経過的处理）</u> <u>この法令解释通達による改正後の４の２－１、４の３－１、８の２－１、８の２－２、８の３－１、 ８の３－２、８の３－３、８の４－１及び８の４－２の取扱いについては、平成16年1月1日以 後適用する。</u>	（新 設）